

家庭でDVに悩んでいるあなたへ...

配偶者暴力相談支援センターに御相談ください

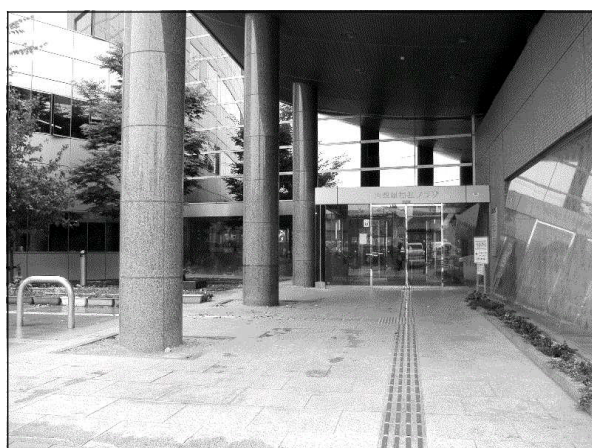


配偶者暴力相談支援センターでは、

配偶者からの暴力（DV）に悩む方の相談にのっています。

また、さらなる暴力から身を守るためのお手伝いもします。

山梨県では、二つの施設が配偶者暴力相談支援センターとしての業務を行っています。



山梨県女性相談所

【中心的な配偶者暴力相談支援センター】

相談、カウンセリング、一時保護の手続き、被害者保護のための様々な情報提供を行っています。

相談受付時間 電話（月～金）9時～17時
面接（月～金）9時～15時
相談専用電話 055 - 254 - 8635

男女共同参画推進センターぴゅあ総合

【補完的な配偶者暴力相談支援センター】

相談と情報提供を行っています。

相談受付時間 電話（火～日）9時～17時
面接（火～日）9時～16時
相談専用電話 055 - 237 - 7830

休館日：月曜日（祝日の場合を除く）
祝日の翌日（日曜日または祝日の場合を除く）



相談、カウンセリング、一時保護の手続き、被害者保護のための情報の提供を行っています。

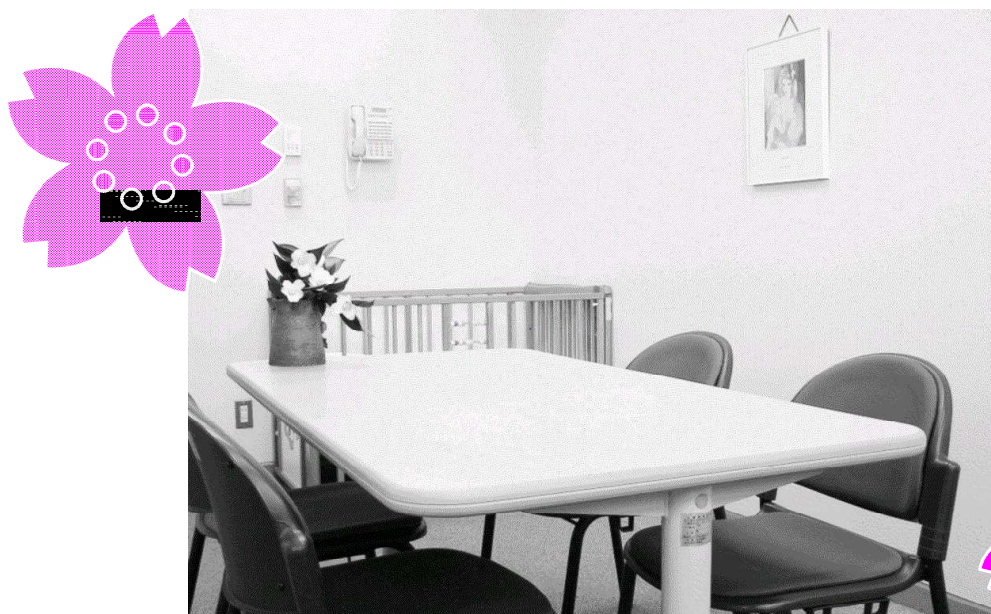
女性相談所は、女性が抱えている家庭や職場等での問題について相談に応じたり、夫や恋人からの暴力から逃れてきた方を保護・支援する県の機関です。平成14年4月からは配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者からの暴力に関する相談、情報提供、被害者の一時保護・自立支援なども行っています。

相談

相談は、電話相談と面接相談があります。どちらの場合も、豊かな経験と知識をもった婦人相談員が対応します。（面接相談は時間がかかることが多いので、電話で予約をしていただくと待たずに済みます。）

相談、予約とも、電話番号は、055 - 254 - 8635です。

相談者のお話を聞くとときには、相談者の安全を第一に考える、相談者の人権を尊重する、プライバシーの保護に充分配慮するなど、相談者の立場に立った対応を心がけています。



女性相談所相談室

一時保護

一時保護とは、行き先がなく、緊急に保護することが必要な被害者について、本人の意思に基づき、一時保護所に受け入れることです。同伴する子どもさんも一緒に保護することができます。

一時保護所は、安全の確保を第一としているため、外部からは一切接触できません。また、宿泊費、食費は無料です。

入所期間は、自立に向けた措置が執られるまでに必要な最小限の期間ですので、短期間となります。一時保護期間のあとのことも責任を持って対応しますのでご安心ください。

一時保護所では、まずは緊張や不安をほくして、安心して援助を受けることができるという気持ちを持っていただくようにします。それから、被害者の方と十分に話し合い、自立のための準備をします。準備は、市町村の役所、学校、警察署、被害者の支援者等の応援を受けながら進めていきます。

保護命令制度利用のための支援

保護命令とは、更なる配偶者等からの身体に対する暴力により、生命や身体に重大な危害を受けるおそれのあるとき、被害者からの申し立てにより、裁判所が加害者に対し発する命令です。接近禁止命令と退去命令があります。加害者が保護命令に違反すると1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

女性相談所では、保護命令制度の申し立てを希望する方に、申立先の裁判所や申立書の記入方法等について助言し、手続きが円滑に行えるよう支援します。また、必要な場合は、裁判所へ行く際にも付き添って支援しますので安心して利用してください。

自立に向けた支援

女性相談所では、被害者の方が加害者からの暴力から逃れて自立した生活を始めるために、就業の促進、住宅の確保、子どもの就学等生活全般について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行い、自立を総合的に支援します。

就業の促進

経済的自立に向けて、公共職業安定所や職業訓練施設等と連携をとり、就業に向けた情報提供と助言をします。必要な場合は、履歴書の書き方等について助言したり、求職申込に同行するなどきめ細やかな支援を行います。

住宅の確保

一時保護所から退所した後の住宅の確保について、個々のケースに応じて情報提供を行います。県営住宅への入居については、母子家庭等と同様に新規募集住戸への優先入居や、離婚が成立していない場合の入居要件緩和などの配慮がされています。

また、一時保護所を退所してから住宅が決まるまでの短期間、ステップハウスも利用できます。

その他

自立して最低限度の生活を維持するために、生活保護や各種の福祉施策を活用できるよう、福祉事務所と連携をとって、情報提供や支援を行います。また、お子さんの就学や、健康保険加入、離婚調停などの法律問題など、生活全般にわたるさまざまな事項についても情報提供や、具体的な手続きの助言を行います。

暴力はふるう側が悪いのです！一人で背負い込まないで・・どうぞ女性相談所に御相談ください。

山梨県女性相談所

甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ2階

- ・甲府駅北口から徒歩20分
- ・甲府駅北口から「塚原」「花園病院」「上帯那」行きバスで山梨県福祉プラザ下車

電話 055-254-8635 (相談専用)

相談受付時間

- 電話(月～金) 9時～17時
- 面接(月～金) 9時～15時

至昇仙峡 至武田神社

北新小 山梨大学付属中 福社プラザ 国立甲府病院

緑ヶ丘スポーツ公園

富士見通り アルプス通り 山の手通り 横沢通り 朝日通り 武田 至愛宕トンネル

甲府駅

男女共同参画推進センターぴゅあ総合 (補完的な配偶者暴力相談支援センター)

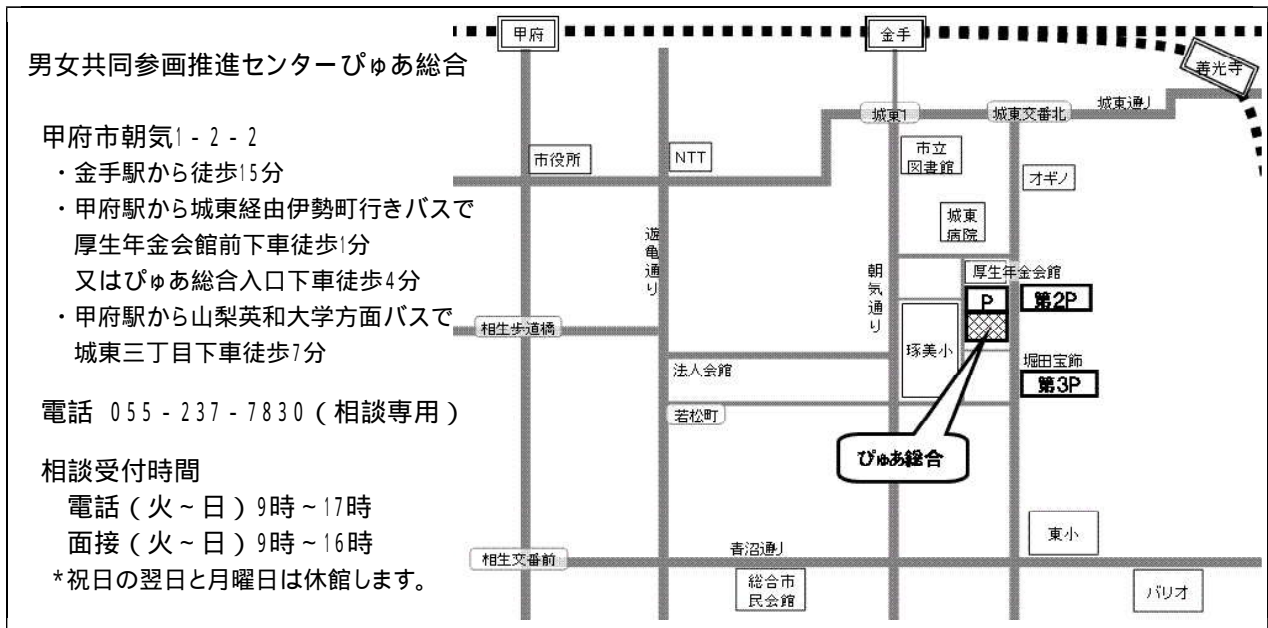


相談と情報提供を行っています。

山梨県立男女共同参画推進センターは県内に3館あり、男女共同参画に関する講座や交流事業を行う施設として県民の皆様様に親しまれています。3館のうち、甲府市朝気にある「ぴゅあ総合」(旧称「総合婦人会館」「総合女性センター」)では、平成7年から女性総合相談事業を実施しており、平成18年4月からは補完的な配偶者暴力相談支援センターとしての業務も開始しました。現在、専任の相談員(女性)2名が皆様からの相談に当たっています。

ぴゅあ総合では、DV被害に遭っている方の相談を受けるほか、保護命令制度に関する情報提供や専門機関の紹介などを行っています。女性相談所と違い、心理的カウンセリングや一時保護の手続きは行いませんが、必要な場合には十分な配慮をもって女性相談所に引き継ぎます。

また、ぴゅあ総合は土曜日、日曜日も開館しています。県民に広く開かれた施設ですから、人目を気にせず、気軽に訪れたり電話をしたりできます。図書コーナーには女性を力づける本もたくさん揃えています。「女性総合相談」窓口ではDVに限らず、様々な悩み相談を受け付けていますので、どうぞお気軽にお電話ください。



業 務	施 設	中心的な配偶者暴力相談支援センター	補完的な配偶者暴力相談支援センター
		女性相談所	ぴゅあ総合
相談または相談機関の紹介	電 話		
	面 接		
一時保護の手続			実施しません
カウンセリング			実施しません
保護命令制度を利用するための情報提供			
自立生活促進のための情報提供			
婦人保護施設・母子生活支援施設などの利用についての情報提供			